

法務省刑総第571号(例規)  
平成28年5月2日

検事総長殿  
検事長殿  
検事正殿

法務省刑事局長 林 眞 琴  
(公印省略)

事件事務規程の一部を改正する訓令の運用について(依命通達)

本日付け法務省刑総訓第2号大臣訓令をもって事件事務規程(平成25年法務省刑総訓第1号大臣訓令、以下「規程」という。)の一部が改正され、本年6月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成28年政令第198号)により、平成25年6月19日に公布された刑法等の一部を改正する法律(平成25年法律第49号。以下「刑法等一部改正法」という。)及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成25年法律第50号。以下「薬物法」という。)が本年6月1日から施行されることに伴い、関係する事務処理の手續等が定められたものです。

つきましては、下記事項に留意した上、その適正な運用に遺漏のないように願います。

#### 記

#### 第1 主な改正点について

- 1 執行猶予の別の明示等について(規程第148条並びに様式第100号、第122号、第183号から第185号まで、第188号及び第218号関係)

刑法等一部改正法により、刑法(明治40年法律第45号)第25条による刑の執行猶予が「刑の全部の執行猶予」に改められるとともに、刑法第27条の2以下に刑の一部の執行猶予制度が新設された。

そこで、「刑の執行猶予」とされていた改正前の刑法第25条による刑の執行猶予が刑の全部の執行猶予を指すことを明らかにするため、規程の文言が改められるとともに、刑の一部の執行猶予の言渡しがなされた場合にその裁判要旨を記入するため、関係様式について所要の改正が行われた。

- 2 保護観察の判決通知について(規程第146条関係)

刑法等一部改正法により、刑の一部の執行猶予期間中は保護観察に付することができる（刑法第27条の3）とされたほか、薬物使用等の罪を犯した者であって、刑法第27条の2第1項各号に掲げる者以外のものに刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、刑法第27条の3第1項の規定にかかわらず、猶予の期間中保護観察に付する（薬物法第4条第1項）とされたものの、更生保護法（平成19年法律第88号）第83条に規定する生活環境の調整は、「刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その判決が確定するまでの者」のみをその対象としている（更生保護法第83条）。

そこで、更生保護法第83条に規定する生活環境の調整の必要があると認められるときに、公判担当事務官が直ちに最寄りの保護観察所の長に対して通知するのは、刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の判決の、宣告があった場合のみであることが明確にされた。

## 第2 用紙の取扱いについて

今回改正された様式について、従前の様式による用紙が残存する限り、適宜修正を加え、使用することは差し支えない。

例えば、刑法等一部改正法及び薬物法の施行日前にあらかじめ裁判結果票（甲）（様式第183号）又は裁判結果票（乙）（様式第218号）を印刷して事前点検等を行った場合において、判決で刑の一部の執行猶予の言渡しがなされたときは、これらに適宜修正を加え、使用することは差し支えない。